

こども誰でも通園制度の導入の検討について（保育運営課）

【こども誰でも通園制度とは】

- ・ 現行の幼児教育・保育とは別に，保護者の就労有無等に関係なく柔軟に利用できる，国（こども家庭庁）の新たな通園制度
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく新制度として，令和8年度から全自治体で実施予定。現在，国による法整備や全国115自治体（県内：松戸市，野田市他）における試行的事業が進められている。

【現時点における実施概要】

■ 一時預かり事業（既存制度）との比較

| | 現行の一時預かり事業 | こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み |
|---|--|--|
| 位置づけ | 市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ） | 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」 |
| 実施自治体 | 1269自治体で実施 | 全ての自治体で実施 |
| 事業の目的や内容 | ①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項） | 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より） |
| 利用方法 | 市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々 | 市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定 |
| 利用時間 | 補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々 | 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討 |
| 利用料 | 事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度 | 事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討） |
| 契約・予約方法 <small>※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。</small> | 事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど | 事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能 |
| 実施方法 | 一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能 | 一般型、余裕活用型を想定 |

【出典：令和5年12月1日 こども家庭庁による説明会資料】

■ 実施場所

保育所，認定こども園，小規模保育事業所，家庭的保育事業所，幼稚園，地域子育て支援拠点，児童発達支援センター，等

■ 料金（子ども1人当たり）

- ・市から保育所等に支出する委託料：1時間850円程度
- ・保護者負担額：1時間当たり300円程度

■ 保育人員の配置基準

一時預かり事業の配置基準と同様とする

【参考】現行の一時預かり事業の基準

■一般型（園の定員とは別枠で受け入れる場合）においては、

☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上。

☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。

☞保育従事者の数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。

☞1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。

■余裕活用型（園の定員数を上限として受け入れる場合）においては、

☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。

☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

【国が示す制度の意義】

■ 子どもにとっての意義

- ・家庭とは異なる経験，家族以外の人と関わる機会ができる
→子どもの興味が広がり，成長発達に資する

■ 保護者にとっての意義

- ・保育者目線で子どもの長所や成長等を伝えてもらえる，育児方法の模範を見ることができる
→子どもとの良い関係性の形成，親としての成長に繋がる

- ・孤立した育児環境における不安や負担の軽減

■ 保育者・自治体にとっての意義

- ・保育者の専門性を地域に対しより広く発揮できる
- ・支援が必要な家庭の把握に繋がる

【本市における事業実施に向けた令和6年度中の取組】

■ 実施事業者の調整

- ・各私立保育園（小規模保育事業所含む），認定こども園，幼稚園へのアンケート調査により，事業実施に係る意向等を聴取
- ・必要な定員の確保に向け，公立保育園における受け入れ枠の設定も検討する

■ 事業開始時期，実施方法等に係る協議・検討，決定